



熊本県公報

号外 第7号
令和6年(2024年)
2月29日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県動物愛護センター設置規則…………… (人事課) 1
○熊本県動物愛護センター設置に伴う関係規則の整備に関する規則… (") 1

規 則

熊本県動物愛護センター設置規則をここに公布する。
令和6年2月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第2号

熊本県動物愛護センター設置規則

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事務並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、熊本県動物愛護センター(以下「センター」という。)を宇城市に置く。

(職員)

第2条 センターに、所長及び必要な職員を置く。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

熊本県動物愛護センター設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
令和6年2月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第3号

熊本県動物愛護センター設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県会計規則の一部改正)

第1条 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中「保健環境科学研究所」を「保健環境科学研究所
動物愛護センター」に改める。

別表第5中「自動車税事務管理課税
所 課長」を「自動車税事務管理課税
所 課長
動物愛護セン 愛護推進
ター 課長」に改める。

(熊本県衛生事務に関する委任規則の一部改正)

第2条 熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第20号コを削り、サをコとし、シからマまでをサからホまでとする。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。